

# 会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第42回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	令和2年10月8日（木）午後5時50分～午後8時25分	
開催場所	小金井市商工会館3階 萌え木ホール	
出席者		出席委員 4人 委員長 佐藤 直人 委員 副委員長 伊藤 茂男 委員 委員 唐澤 寛 委員 曾根 隆寛 委員 欠席委員 1人 矢板 ゆき江 委員
	指定管理者候補者団体	社会福祉法人雲柱社 3人
	担当課	福祉保健部長 中谷 行 男 自立生活支援課長 天 野 文 隆 自立生活支援課障害福祉係主査 中野目 裕 子 自立生活支援課障害福祉係主任 佐 藤 翔
	事務局	企画政策課長 梅 原 啓太郎 企画政策課企画政策係主任 前 坂 悟 史 企画政策課企画政策係主事 鎌 田 莉 央
傍聴の可否	可 一部不可 <u>不可</u>	
会議次第	1 開会 2 令和2年度諮問第4号 小金井市児童発達支援センターの指定管理者の候補者の選定について 3 令和2年度諮問第5号 小金井市障害者福祉センターの指定管理者の候補者の選定について 4 その他 5 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

## 第42回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和2年10月8日(木) 午後5時50分～午後8時25分

場 所 小金井市商工会館3階 萌え木ホール

出席委員 4人

委員長 佐藤直人 委員

副委員長 伊藤茂男 委員

唐澤寛 委員 曾根隆寛 委員

欠席委員 1人

矢板ゆき江 委員

---

指定管理者候補者団体

社会福祉法人雲柱社 3人

---

担当課職員

福祉保健部長 中谷行男

自立生活支援課長 天野文隆

自立生活支援課障害福祉係主査 中野目裕子

自立生活支援課障害福祉係主任 佐藤翔

---

事務局職員

企画政策課長 梅原啓太郎

企画政策課企画政策係主任 前坂悟史

企画政策課企画政策係主事 鎌田莉央

---

(午後5時50分開会)

◎委員長 ただいまから第42回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。

なお、定足数につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第11条第2項に、半数以上で成立すると定められています。本日は5人中4人の出席で定足数を満たしておりますので、会議は成立するという事を御報告させていただきます。

本日は、お手元の次第にもありますように、2件の審査を行う予定でございます。

本日の進め方については、事務局から説明をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 それでは、進行等について説明させていただきます。

本日は2件の審査を予定しており、1件目は前回の会議と同様に、非公募による指定管理者の候

補者の選定についてです。こちらは最初の20分程度で担当課及び団体から簡潔に施設概要、事業計画書等の説明をいただき、次の15分程度で質疑を行います。その後、団体には御退席いただき、最後の10分程度で、その団体が指定管理者の候補者として適切であるか等を御審議いただき、意見等があればそれを付して答申をいただきたいと思いますと考えております。

続きまして、2件目についてです。こちらは前々回の会議において、公募内容を審査いただいた小金井市障害者福祉センターの指定管理者の候補者の選定についての書面による1次審査を行っていただきます。詳細及び資料の確認等につきましては、1件目の審査が終わった後に改めて、説明させていただきます。

それでは、まず初めに、小金井市児童発達支援センターの指定管理者の候補者の選定について、資料を確認いたします。本日、机の上に配付しております資料は、本日の次第1点でございます。そのほか、御持参いただきました資料として、ファイルにつづられております審査資料一式があったかと思えます。計2点の資料となりますが、資料の過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎梅原企画政策課長 公募によらない選定について、簡単に説明いたします。指定管理者候補者の選定については、条例第2条に示すとおり、原則公募にて選定しておりますが、条例第5条に該当する場合は指定管理者候補者を公募によらず選定ができると規定しております。その条件としましては、条例第4条の各号に掲げる基準を満たすもので、当該公の施設の性格、事業内容、規模等により、その管理を行わせることにより、設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができることと認める団体であることが必要になります。さらには、公募によらない選定においては、その選定理由が条例施行規則第6条に規定されており、ここに掲げる理由に該当する必要があります。今回の施設は、条例及び条例施行規則に規定された内容に該当することから、公募によらない選定を行いたいと考えております。

◎委員長 事務局から説明がありましたが、この点に関して御質問等はございますか。よろしいですね。

では、事務局より説明のあった進め方で審議を行うことといたしたいと思えます。

続いて、本日の議題1件目の諮問について、事務局に進行をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 はい。それでは、本日、市長から審議に当たりまして、委員長へ諮問書が提出されております。委員長及び諮問される方は前までお越しくください。よろしいでしょうか。

それでは、諮問をお願いいたします。

◎中谷福祉保健部長 それでは、代読させていただきます。

小企企発第130号  
令和2年10月8日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 佐藤 直人 様

小金井市長 西岡 真一郎

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 令和2年度諮問第4号

小金井市児童発達支援センターの指定管理者の候補者の選定について

【指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称】

名 称 小金井市児童発達支援センター

所在地 東京都小金井市梶野町一丁目2番3号

【指定管理者の候補者団体の名称】

所在地 東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号

団体名 社会福祉法人 雲柱社

代表者氏名 理事長 服部 榮

【指定の期間】

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

以上でございます。よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

(諮問書手交)

◎委員長 ただいま小金井市長から諮問を受けました。

それでは、令和2年度、諮問第4号小金井市児童発達支援センターの指定管理者の候補者の選定についてを議題といたします。

本件につきましては、説明のため団体の方にもお集まりいただいております。それでは、団体の方をお呼びください。

(団体入室)

◎委員長 それでは、本日、出席いただいております担当課及び団体の方に簡単な自己紹介をお願いいたします。

(自己紹介)

◎委員長 どうもありがとうございました。

それでは、施設の概要及び事業計画書等について、担当課の説明、それから団体からの補足説明を含めて、20分程度で説明をしていただきたいと思います。

まずは、担当課より説明をお願いいたします。

◎天野自立生活支援課長 それでは、小金井市児童発達支援センターの指定管理候補者の選定について、概要を御説明させていただきます。

まず、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございます。名称は小金井市児童発達支援センター。所在地は小金井市梶野町一丁目2番3号でございます。

こちらの施設は、市民の方より公募にて愛称を募集しておりまして、「きらり」という愛称がついております。そのため、ここからは「きらり」と呼ばせていただきます。

きらりの開設年月日は平成25年10月1日で、開設当初から管理運営を社会福祉法人雲柱社に委託しております。受託者の選定につきましては、公募型プロポーザル方式により選定を行っております。その後、平成28年度から令和2年度までの5年間、指定管理者として同法人を指定しているところでございます。

建物につきましては、公立のけやき保育園と一体の建物となっており、構造及び面積につきましては鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積1,078.48平米となっております。

次に、指定管理者が行う業務の範囲についてでございます。きらりは、心身の発達において特別な配慮が必要な児童とその保護者に対して、様々な事業を通して、支援を行う児童福祉施設でございます。きらりの実施事業につきましては、小金井市児童発達支援センター条例第4条に規定されており、指定管理者が行う業務の範囲につきましては、当条例第4条の3に規定されております。

業務内容の詳細は、審査資料一式の「その他」、1ページから6ページの仕様書案に記載がありますとおり、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、地域支援事業、外来訓練事業、相談支援事業、親子通園事業、連携事業が主なものとなっており、それらに付随する事業の利用承認や利用者の意見集約、会議等及び施設の維持管理業務が業務の範囲となっております。

次に、事業者の概要でございます。名称は社会福祉法人雲柱社。主たる事務所の所在地は、東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号でございます。法人の設立は昭和28年7月29日。資産の総額は約78億円でございます。

設立目的は、キリスト精神に基づいて、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行うこととなっております。

次に、事業者の事業実績でございます。詳細は審査資料一式の「沿革・実績」、「法人事業概要」を御覧いただきたいと思います。社会福祉法人雲柱社の事業は大きく分けて4部門に分かれており、きらりにつきましては障がい児・者支援に該当しております。

法人の実績といたしましては、法人直営施設、地方公共団体からの業務委託または指定管理者として運営している施設も多数となっております。このうち、小金井市においては、きらり以外に福祉共同作業所、あかね学童保育所、みどり学童保育所、さわらび学童保育所、子ども家庭支援センター、ファミリー・サポートセンターを受託運営しております。

また、障がい児・障がい者支援部門をグループかがわとして、障がい児・障がい者への支援を続

け、小金井市内にて賀川学園や小金井生活実習所等の複数の直営施設を運営しております。

指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

選定方法に関連し、利用者等の御意見を紹介させていただきます。

指定管理者候補者の選定につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に、原則、公募とされているところでございますが、例年実施しているきらりの利用者アンケートの結果によりますと、大多数の利用者が提供しているサービス内容及び市の委託している運営事業者について「大変満足である」、「概ね満足である」と回答しており、令和元年度の結果におきましてはサービス内容について、事業により異なりますが、9割以上の方が「大変満足である」、「概ね満足である」と回答され、市が委託している運営事業者についてどう感じていらっしゃるかという質問につきましても、8割以上の方が「大変満足である」、「概ね満足である」と回答されております。

また、例年きらりが受審している東京都福祉サービス第三者評価における利用者意見の満足度においても、「大変満足」、「満足」の項目が多数であり、担当課といたしましては、現在の事業者によるきらりの運営については利用者からおおむね高い評価を得ており、今後も同程度以上のサービスを提供する必要があると考えております。

なお、利用者アンケート及び東京都福祉サービス第三者評価における利用者意見の抜粋は、審査資料一式の「その他」、19ページから36ページに添付しておりますので、御確認いただけましたらと存じます。

また、きらり利用者も委員となっている小金井市児童発達支援センター運営協議会委員に、次期指定管理者の選定について御意見をお伺いしたところ、12人の委員全員より、令和3年度からの5年間におきましても、現在の事業者の継続が望ましい旨の御意見を頂戴したところでございます。

平成22年12月28日付、総務省自治行政局長通知におきましては、「指定管理者の指定申請にあたって、利用者や住民からの評価を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと」とされております。

これらを総合的に鑑み、きらりが療育を中心とした児童福祉施設であり、子ども家庭支援センターや保育所、幼稚園、学校、他の障害児通所施設等の様々な地域資源と信頼関係を構築し、連携して特別な配慮を要する児童への支援を行うという施設の態様等も考慮いたしますと、頻繁に運営事業者が変わることは望ましくないと判断いたしました。

このため、公募によらない選定とすることといたしましたので、何卒御理解を賜りたいと存じます。

以上、雑駁ではございますが、概要の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

◎委員長 ありがとうございます。

続いて、団体から補足説明等がございましたら、お願いいたします。

◎社会福祉法人雲柱社 よろしくお願いたします。私から、資料の事業計画書（提案書）という資料に基づきまして、御説明させていただきます。

事業計画書（提案書）、基本方針についてですが、ただいま御説明いただきましたように、法人の理念と小金井市の理念に基づき、以下のような点に重きを置いて取り組みたいと思っております。

当法人は、小金井市内において、幼児期から学齢期、成人期にわたる支援システムを構築し、福祉型児童発達支援センター、学齢期児童対象事業、生活介護、就労継続支援B型、ショートステイ、グループホームなどの障がい福祉サービスを展開しております。様々な内容の事業を有していることと同時に、小金井市という1つの地域の中で事業が運営され、様々なライフスタイルに応じ、個々のニーズに沿ったサービスが提供できると思っております。さらに、事業所間の連携を下に、人的、物的、時間的、経済的に効率化された運営も目指しております。

生まれてから生涯にわたる支援を体系化し、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる共生社会の実現を目指しております。

小金井市児童発達支援センターきらりでは、以下のような視点を大切に考えていきたいと考えております。

①番、初めて受ける相談から本格的な療育まで、地域の諸機関と連携して、小金井市における生涯にわたる一貫した支援に寄与したいと思っております。

②番、生涯にわたり一貫した支援を行うため、小金井市さんが作成いたしましたさくらシートを活用して、事業を展開したいと思っております。

③番、小金井市保健センター、保育所、幼稚園、認定こども園ですとか、あと小中学校、小金井特別支援学校、小平児童相談所と、成人の施設である小金井市障害者福祉センター等地域の関連機関との連携を重視し、特別な配慮の必要な子どもを専門的な支援につなげ、切れ目のない適切な支援を実施していきたいと考えております。特に、小金井市保健センターによる乳幼児健診、1歳6か月健診ですとか3歳児健診がこれに当たりますが、その健診との連携を重視して、気づきの段階から、発達についての相談や必要な療育支援が地域で継続できるように支援していきます。

④番、支援の過程では、保護者支援、家族支援の視点を大切にし、必要に応じて小金井市子ども家庭支援センターと連携してまいりたいと考えております。

2番目、事業等の事業計画です。

幾つかに分かれておりますが、（1）番、利用者支援です。こちらが具体的な支援の事業の内容になります。

心理士等専門職員からの多角的なアセスメント、お子様の評価に当たりますが、お子様の評価を実施して、実情を把握して、適切な支援方法や課題を検討しています。計画は年に一、二回見直ししながら、きちんと振り返りができる、積み上げられる支援を目指しております。

事業の内容は、小金井市児童発達支援センター事業詳細計画に基づき、こちらにございます①番から⑩番の事業を実施いたします。

①番が児童発達支援、通園と呼ばれる、お子様たちが毎日通ってくる幼児さんの支援です。

②番、放課後等デイサービス、学齢のお子様の支援です。

③番、保育所等訪問支援。これは保育所だけではなく、地域のお子様関わっている機関に私どもが出向いて行う支援になっています。

④番、障がい児相談支援。これはサービスを使うための支援になります。

⑤番、相談支援。きらりの機能としては、これが私どもは最も重要かと考えておりました、相談という入り口を大切に考えております。

⑥番、親子通園事業。こちらが2歳とか小さい年齢のお子様と親御さんとともに通ってくる事業です。

⑦番、外来訓練事業。現在は幼稚園、保育園などに通いながら、同時にきらりを利用されるお子様の事業になります。

⑧番、巡回相談事業。

⑨番、保育施設等職員研修。

⑩番、発達についての知識及び啓発に関する事業。こちらは、きらりのノウハウを生かして、外部に向けて地域の市民の方ですとか、支援者の方向けの支援をしていきたいと考えています。

(2)の保護者支援につきましては、初めての利用でも不安なくスムーズな支援につながるよう、保護者の立場に立った相談を行うことを心がけていきたいです。保護者との連携が密になっていくというのが、この時期には大切だと考えています。

(3)番の利用促進への取組は、①番、相談しやすい雰囲気ですとか窓口を心がけています。

②番は一般相談。先ほど、相談が大切だと考えておりますと申し上げましたが、そこで安心した暮らしへ向けた情報提供に努めたいと考えております。

③番、利用した実感が得られるような、具体的な療育と呼んでいる支援の積み上げを大切に考えています。

次の(4)番、地域関係機関等の連携に向けた取組というのを過去5年間の取組を土台にして、さらに重点的に考えている点になります。

①番は学童保育所でもともと巡回相談をしていたんですが、②番の昨年度と今年度、幼稚園、保育園、こども園等に巡回相談に出向くようになっておりました、この事業をぜひ積み上げながら、地域に貢献していきたいと考えております。

②番、③番等は、先ほど実施事業で御案内したような内容になります。

あと、もう1つ、関係機関との連携として重視したいと考えているのが、④番の学齢期のお子様たちについての関係機関との連携で、この5年間の中で、学校分野ですとか教育委員会との連携というのは、やってきたつもりではあるんですが、なかなか形あるものになっていかなかったのもう少し踏み込んで、学齢期との連携をしていきたいと考えております。

(5)番の人員体制ですが、保護者は相談機関とつながっていることで安心感を得られると考えています。不安に思っている保護者に対応できるように、十分配慮した対応をしていきたいと考えています。



続きまして、4 ページ目になります。

3 番目、施設の維持管理。新しい建物から雲柱社が運営をさせていただいております、施設、備品等を活用しながら、快適な療育が提供できるようにしていこうと考えております。ただ、建築後8年を経っておりますので、かなりケアというか、配慮しなくちゃいけないところが出てきておりますので、私どもが経験したことを踏まえて、さらに便利に、安全に使っていきたいと考えております。

4 番目、その他にまいります。

(1) 個人情報の保護及び情報公開についてです。個人情報をたくさん扱う事業になりますので、こちらに書かせていただいたとおり、法人の綱領ですとか規程に基づき、厳格に取り扱いたいと思っております。情報公開についても、法人の情報公開の規程等に基づき、保護者の同意を得てからですが、個人のプライバシーに関わる部分を十分配慮しながら、取り扱っていきたいと考えております。

(2) 番、要望、苦情対応についてです。たくさんの方が利用されますので、多くの御要望をいただく事業だと考えております。できるだけ要望にお応えしながらやっていきたいと思っておりますが、私どもに対して厳しい意見をお受けすることもこの間ございました。それにつきましても誠意を持って対応し、その苦情ですとか御意見をさらに、新たな取組に生かしていきたいと考えております。

こちらに書かせていただいたように、第3者評価もそうですけれども、ガイドラインに基づいたアンケートですとか外部の評価、また内部での評価も生かしていきたいと考えております。

5 ページ目にまいります。(3) 番、防災危機管理です。危機管理マニュアルに基づき、お子様や保護者の皆様の安心と安全を守る防災対策の充実や不審者対応等を行ってまいります。地震、災害、火災等、防火管理者を配置しまして、そういうものに備えてまいります。また、第2次避難所というところできらりが市で指定されているということで、昨年度、協定等を結んでいると思いますので、その運営等にも協力しながら取り組みたいと思っております。

(4) にまいります。衛生・安全管理です。施設の衛生管理、手洗い、排泄物の処理等、小さなお子様が通ってくる施設ですので、日常業務に必要な管理、感染症が発生した場合のマニュアル等を備えて、迅速に対応するようにしております。また、事故に対しても、事前に防ぐ取組としてヒヤリ・ハット記録等を活用してまいります。

(5) 番、感染症への対応です。過去に流行になった感染症のほか、現在は新型コロナウイルスのような新たな感染症への対応を準備しております。流行状況の情報収集に努め、保健所の指導、助言、小金井市様との協議の下、対応に当たります。

対応に当たっては、当法人が定める事業継続計画の中でも、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症対策を立ててございますので、それを参照しながら、最新の情報に合わせながら対応してまいります。感染症予防や日々の取組は、提示させていただいた時点の取組をこちらに書かせていただいております。

6 ページ目です。(6) 権利擁護・虐待対応、(7) 職員の採用・育成・研修等はこちらに書かせていただいたとおりで、参考資料も添付させていただきました。

(8) 番、最後になりましたが、今後の児童発達支援センターきらりについてですが、きらりは来年度で9年目を迎えますが、長い歴史のある通園事業を引き継いだ事業になります。今後は、その長い歴史も大切に引き継ぎながら、小金井市が保育、教育、子育ての中で発達に配慮した関わりを大切にする地域として、地域自体が成長して、安心して子育てができるようになることに寄与したいと思っております。そのためには、まずは御家族がきらりに通ってくる支援のほかに、巡回相談ですとか地域機関へ出向いた支援をさらに発展していくのが次の課題と考えております。

現在、きらり開設当初に関わったお子様たちが、きらり対象の18歳の年齢を超える時期になりました。成人期への移行をスムーズに行うために、私どもも小金井市障害者福祉センターをはじめ、関係機関とさらに学びを深めて、お子様たち一人一人が次のライフステージに移行していくところをぜひ支援したいと考えております。社会福祉法人雲柱社が持つ幼児期、学齢期、成人期など、様々なライフステージの本人、家族との関わり、取組の積み重ねを生かした、将来を見据えた支援を提供することを目指したいと思っております。

8 ページ目、収支計画です。御覧いただく数字ですけれども、過去5年間の実績を基に、給付費、利用者給食費を算定させていただきまして、過去5年間の実績から委託費として頂いている金額は大きくは変えず、明らかに増える巡回相談の費用のみをプラスした形の収支計画を立てさせていただいております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

◎委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これから15分程度の時間を設けまして、ただいまの施設概要、また提出されております事業計画書等につきまして、各委員から質疑を行いたいと思います。

その前に、委員長から総合的に2点ほど質問させていただきます。まず、第1点目ですけれども、申請に当たり、役員の中に市長、副市長、教育長、議員等、本人または配偶者及び2親等以内の親族がいない旨の誓約書を提出していただいておりますが、このことに間違いはございませんか。

◎社会福祉法人雲柱社 間違いございません。

◎委員長 ありがとうございます。

2点目ですけれども、指定管理者の指定手続等に関する条例では、指定管理者の指定は公募によるものとされておりますが、公募によらない選定規定もございます。先ほど、公募しないことの説明はされたかと思いますが、再度、小金井市児童発達支援センターの指定管理者候補者の選定に当たり、公募によらない選定にした理由について、簡潔に説明をお願いいたします。

◎天野自立生活支援課長 公募によらない選定とした理由でございますが、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条では、当該公の施設の性格、事業内容、規模等により、その管理を行わせることにより、設置の目的を効果的にかつ効率的に達成することができると思われる団体であるときは、当該団体を指定管理者の候補者として選定できる旨が規定されており、

同条例施行規則第6条第1項第3号では、同条例第5条の規定による公募によらない選定ができる場合として、「現にその管理を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した事業活動及び事業効果が相当程度期待できる場合」としてございます。

先ほど御紹介いたしましたアンケートの結果や当該施設の運営協議会委員の皆様の御意見、また、様々な地域資源との信頼関係構築の必要性等から、公募によらない選定ができる場合に該当すると判断したところでございます。

◎委員長 どうもありがとうございました。

では、各委員からの質疑を行いたいと思います。皆さん、いかがですか。お願いいたします。

◎委員 何点か伺いたいと思います。まず、職員数についてお伺いしたいんですが、2019年度の事業報告書が出ておまして、3月現在という職員構成の表がございまして、計算したところ、常勤の方が15人、非常勤の方が52人で、合わせて67人になります。それとは別に、2020年度の従業員配置一覧という表も出ておまして、その表による人数ですと、常勤の方が14人、そして非常勤の方が47人の合計61人ということで、最初に申し上げた67人と61人ということで、6人減ってまして、常勤の方が1名、非常勤の方が5人減っている計算になります。数字上から、相談支援事業の担当の方が減っているんじゃないかと思われるんですけども、収支の計画の中の人件費は、先ほどの説明ですと、5年間の実績で出してあるということなのであれなんです。19年度の人数と2020年度の配置の数と、指定管理を受けて3年度から配置しようとする職員の数について、実際はどういう形になるのかというのを伺いたいのと、委託の仕様書の7番で、「人員体制については関係法令の配置基準を満たすように」と書かれていますので、かなり人数がいらっしゃるので、配置基準は満たしているとは思いますが、その辺の関係を1点お伺いします。

◎社会福祉法人雲柱社 職員の配置についてですが、まず、常勤というところでは、今、御指摘いただきましたとおり、相談支援事業が、現状では昨年度より1名少ない形で動いております。正直、それは課題だと思っております。正確に言うと、全体的な一般相談をやっている職員は非常勤職員がかなりのケースをやっている状態で、障がい児相談支援と言われた、先ほどの提案書の⑩まで事業がずらっと並んでいたところがあるんですが、4番目に当たる障がい児相談支援の担当者が1名減った状態です。それはすごく大きな課題だとは思っておりまして、来年度に向けて資格の要る職種なものですから、配置に向けて、調整をしているところです。

そのほかの数名人数が違うことに関しては、毎年、変動しているのが実際のところでございます。これはどうしても、非常勤の職員が多いところで、どれだけの人数の方がどの程度のボリュームで働いてくださるかによって、なかなかその人数はどうしても変動してしまうのが実態としてあります。ただ、相談支援に関しては非常勤の動きに限らず、課題だとは思っているところです。

◎委員 分かりました。続けてよろしいですか。

◎委員長 続けてお願いします。

◎委員 施設の規模とか予算の関係等もありまして、児童発達支援事業では利用定員が21人、それから、放課後デイサービスでは利用定員が10人、そういった制限もありますし、2019年度の事業報告書では、外来訓練の希望者が多いので、今後については他の児童発達支援事業所との併用は不可で、しかも受けられないということも書いてあり、計画書を読んでいくと、そうじゃなくてももう少し拡大したいと読めるのですが、予算の関係とか施設の規模もあってなかなか難しいんだとは思いますが、その辺のことについて市のほうに要望というのは変ですけども、もっとやりたいんだという話があればお聞かせください。

それから、今年5月から、狛江市さんの児童発達支援センターを指定管理なさっていると書かれています、この狛江市さんの場合、公募で行われたのかどうか、参考までにお伺いしたいと思います。

◎社会福祉法人雲柱社 事業の規模を広げていくのか、待機者がいるのでというところですけども、実際に御希望された方全員をお受けできる状況でないのが、実態としてございます。ただ、この時期の相談ですとか、利用したいという御家族のニーズというか要望というか、それが尽きることがないとも言えるところなので、小金井市の公立の事業として私たちが運営させていただく中では、最大限努力しながらも、重要なものを選んでやっていく必要もあるんだろうという考えもあり、そこは小金井市さんと協議のうえ、昨年度、ほかの事業との併用はできないという決まりを運営協議会でご承認いただいたところです。

なので、拡大したい気持ちもあるんですけども、施設の規模、部屋の広さ、それに伴って配置できる職員を考えると、浅くあってはいけないんですが、多くの市民の方の御要望に応えるためのサービスというところでは、もしかしたらただ単に数を増やすのではなくて、地域への支援、巡回相談ですとか、あと相談自体、先ほどの障がい児相談支援とは別の一般相談、専門相談というところをさらに充実させていくのも、一つの方法だと思います。そうすると、相談件数は上がってくるけれども、定員に応じた利用はどうしても数は上がってこないんですが、かなり定員に応じたところはいっぱいさかせていただいているところだと思うので、まさにそこは本当に、どれだけニーズに応えられるかが課題です。小金井市とは、どうやったらそれを広げられるか、一緒に相談させていただきたいと思っております。

狛江市の発達支援センターですが、公募によるという形をとりました。それで、お受けしたいということで、5月から始めさせていただいています。

◎委員 そうすると、公募で応募をして、選定されたということですか。

◎社会福祉法人雲柱社 はい。

◎委員 応募は1社ですか。

◎社会福祉法人雲柱社 そうです。

◎委員 分かりました。ありがとうございました。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

◎委員 先ほど、苦情が結構多いという話を聞いたんですが、どういう方からどのような苦情があ

るのでしょうか。

◎**社会福祉法人雲柱社** 私の言葉が足らなかったと思うんですが、苦情という形は逆に少ないかと思えます。ただ、御要望は多いかと思えます。利用に関することですか、こういうふうに使いたいとか、私たちが定めている頻度ですか、本当に細かいことですが、支払いの仕方ですか、そういうことに対する便宜的なところの御希望も多いかと思えます。

ただ、利用に関する表立ったとか、形ある苦情というのは少ないとは思いますが、親御さんは御要望が多いというふうに事業として認識しているので、そこに関してはどういうニーズがあるかというのはきちんと掘り下げていきたいという意味で申し上げました。申し訳ございません。

◎**委員** アンケートだと圧倒的に続けてほしいという話で、苦情が多いということだったので。

◎**社会福祉法人雲柱社** 苦情というよりは御要望かと。相談事とさえいいんでしょうか。

◎**委員** 対応が難しい無理な話とか、そういうこともあるんですか。

◎**社会福祉法人雲柱社** 御説明すれば大抵、御理解いただけることが多いので、そこは御利用されている方に助けられていると思えますが、ただ、先ほどの御利用の御希望があるけれどもお受けできないといったことに関しては、例えば曜日が違えばできたのによいとか、そういう御意見が耳に入ってくれば。すぱっと切ってしまうこともできると思うんですが、発達支援という性質上、私たちとしては大変心苦しいところもあるんです。なので、そこまで拾ったら切りがないのかもしれないですけども、そこもニーズとして考えると、そこは相談でつなげていこうとか、希望があるんだったら切らないでおこうというのは、かなり心がけております。

◎**委員** 分かりました。

◎**委員長** ほかにいかがでしょうか。

◎**委員** 新型コロナウイルス関連についてなんですけど、利用者側の感想とか、各施設で利用者の増減があると思うのですけれども、このセンターを利用したいというニーズは、ベースとしてもちろんあると思うのですけど、この新型コロナウイルスの拡大の中で、利用者数の増減とかはどのようにお考えになっているのか、お聞かせ願えればと思います。

◎**社会福祉法人雲柱社** 2月の末からでしたが、実際は3月頃から影響が出始めまして、年度ごとに動いている事業とか、お子様なので4月で新学期みたいな動きをしますので、学年変更をしますもので、3月まではあれよあれよという間に終わってしまったという感じなのですが、4月に入って緊急事態宣言等につながっていく過程の中では、相談としてはやはり怖いという気持ちのほうで、この時期は先に立って大変少なくなりました。あとは事業を縮小したことにも伴って、それを私どもが安全のために縮小しながら、でも完全には閉めないで対応したこともあって、利用は事業の内容にもよるんですけども、3割から5割ぐらい定員のある事業は減った状態で行いました。

その後、現在、7月から初回の相談と呼んでいる初めての御相談のお電話がものすごく増えてきていまして、恐らく年度1年間やってみれば、例年と同じぐらいになると思うんですけども、偏りが出たなと思っています。ただ、発達のこととなったら、特に新年度に向けて決めなくちゃいけない親御さんの気持ち、幼稚園を決めなくてはいけないとか、学校どうしようとか、そういう節目

節目に向かって皆さん同じようにニーズがあると認識しました。なので、業務としては非常にむらが出て、職員をもやややさせているんですけども、でも、年間を通して見れば、恐らく変わらないニーズのある事業だなというふうに実感はしています。

ただ、いろいろなところに通うようになる方は減ったのかもしれないんですけど、それはきりりだけを調べても分からないので、今、障害福祉サービスが広がってきた中では、全体的にはもしかしたら縮小しているのかもしれませんが。きりり自体には、今、感じていないところであります。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 今の点、ちょっと補足して伺いたいんですが。そうすると、きりりとしては、コロナウイルスの感染防止のために窓口を狭めるということはされていない、初めの頃は来られる方が少なくなったということで利用者数が減ったのであって、窓口を狭めたわけではないということなんですね。

◎社会福祉法人雲柱社 はい。お子様の接触が多い通園事業と放課後等デイサービスに関しては縮小を打ち出したというところで、完全には閉めなかったのですが、相談は受付の電話等は通常どおり取れるようにして、予約を入れる体制をしていたのですが、お電話でもいいですよというふうなお答えを用意しながら準備していたんですけども、その件数も少なかったです。だから、初回の相談は心理士という専門職が大抵はやらせていただいているので、その職員は常に誰かはいるとい体制を取ったのですけれども、やはり一時期は極端に少なかったです。ただ、閉めてはいない形をしていて、それはどうなるか将来のことは分からないんですけど、緊急でも話をしたい方は対応しなくちゃいけないというのは感じたことです。ただ、どちらかという、あの緊急事態が終わった直後ぐらいは、お子さんの体調にも出てきたり、親御さんの焦りもありました。

◎委員長 そうすると、対面で相談とかいろいろあるかと思うんですけども、来られた方には対応されたということですか。

◎社会福祉法人雲柱社 対面がどうしてもという方は、お受けするつもりだったんですが、やはりお電話はどうでしょうという電話をしたら、皆さん大体電話がいいですとおっしゃったので、ほとんど電話で対応したのが実態です。ただ、いらした方もいらっしゃいます。そこは安全対策をして応じるようにいたしました。

◎委員長 分かりました。それともう一つですけど、事業計画書、提案書の5ページ目の防災危機管理、それから、衛生管理の終わりのほうのヒヤリ・ハットというところですか。そういった危機管理対応についてですが、これは5ページの2行目の後半を読みますと、事故発生時等では報告や情報が確実に届くような体制を整えるということになっているんですけども、こういった危機管理等の情報の一元的な管理というのは、どなたかされておられるんですか。

◎社会福祉法人雲柱社 法人のほうで先ほど話に出たBCPというものを定めて、対策本部という形で構えを作ります。ただ、先ほどのように現場での動きという形で動いたものが報告として法人本部のほうに上がってきて、まとめられているところであります。

◎委員長 コロナ対策の中でも、法人としていろいろな事業をやっておられますけれども、こうい

った問題等があった場合は必ず法人のほうに上がってきて、法人のほうで管理されているということですか。

◎**社会福祉法人雲柱社** はい。このコロナの感染拡大が始まってから、コロナ専用のメールアドレスを設けて、法人のほうに情報を収集して、職員の雇用の問題とか、利用者の問題は現場で対応するにしても、取扱いですね、どうしても距離が遠くて、通勤距離が長くて通えないという方に対してどうするかとか、法人として業務管理上の処遇を一律にするとか、そのようなことは検討内容に加えたりして、やっています。

◎**委員長** コロナに限らず、小さな問題は現場で対応して済めばいいんですけど、ある程度の問題というのは、必ず法人の中で管理するという体制はもうできているということですね。

◎**社会福祉法人雲柱社** はい。

◎**委員長** 分かりました。

最後に、定款について、単なる表現的な問題なんですけど、この定款はいつの定款か見ただけではわかりません。最新のものだと思いますが、日付がありません。特に一番最後に附則のほうで理事長以下、各理事の名前が出ているんですけど、これは創設のときのメンバーですよ。

◎**社会福祉法人雲柱社** そうです。

◎**委員長** ですから、多分、見る人は創設のときのままかなという感じもしてしまうんですけど、できれば最終改訂何年何月何日というのをに入れていただければありがたいです。

◎**社会福祉法人雲柱社** 失礼いたしました。附則の前に普通は入れるべきものなのですが、定款を抜粋して提出したため、このようになりました。

◎**委員長** いずれにしても最新であることは間違いありませんね。

◎**社会福祉法人雲柱社** 最新のものです。

◎**委員長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。お願いいたします。

◎**委員** 要望なんですけど、今回はもういいんですけど、決算書で、ほかの社福は拠点区分の決算書を出してくれている。そこを見たかったんですけど、法人全体しかないですよ。法人全体の、法人単位の決算書しかないの、次回以降、拠点区分決算書も出していただければ。ここの委託の部分、拠点があるので、その決算書が見られればと思います。

◎**社会福祉法人雲柱社** 分かりました。そのようにいたします。

◎**委員** そうですね。今回はもう終わった話なのでいいですけど、次回以降、それをお願いしたいということです。

◎**社会福祉法人雲柱社** はい。

◎**委員長** よろしいですか。どうぞ。

◎**委員** 追加ですけども、収支計画書の収入の小金井市委託料と書かれている指定管理委託料ですが、法人さんのほうの考え方としては、収入の給付費関係と利用者給食費、それから、支出の数字を引いたものが指定管理委託料になるという考え方でのよろしいでしょうか。支出から収入の1番と3番を除いたものが指定管理委託料としていただけるという考え方になるのかどうかということ

ろなのですけれども、2019年度の指定管理委託料が9,075万143円です。それで、2020年度の予算額は9,678万3,000円なので、先ほど5年間の実績と、少し増やした部分があるということなので、2020年度の予算額と大体似たような金額で数字としては出ているんですけれども、給付費関係あるいは利用者給食費が減ってきたときに、支出が書いてある数字だとすると、当然、委託料も増えないとプラスマイナスが合わなくなってマイナスになるということなんですけれども、その辺は法人さんとしてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

年度協定を結んで市のほうと協議はなさると思うんですけれども、ここに書いてある金額が頭打ちで、もうこれ以上は小金井市からはもらえないと。マイナスになってもしようがないということなのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

◎**社会福祉法人雲柱社** 平成31年4月1日から平成32年3月31日ということで、小金井市様と年度協定を組ませていただきました。その金額は先ほど委員のほうからおっしゃられました9,678万2,944円を協定でさせていただきまして、それに今回、巡回相談の分がちょっと増えるということを基本に考えておりまして、過去の決算書をもとに収支は赤字になっておりませんので、この金額の委託料を頂いて、来年、報酬単価の改正があるんですけども、実は3年前に1回、報酬単価の改正がありまして、放課後等デイサービスはかなり単価の減額があったんですけども、その分、相談支援事業がかなり伸びまして、収入としては事業運営に差し障りのあるような金額ではございませんので、今の委託料を頂いておれば、事業の運営はこの5年間は安定してやっていけるのではないかと実績を基に計算しました。

◎**委員** それから、支出の法人事務費というのは具体的に言うと、どういった項目が法人事務費として支出をされているのでしょうか。

◎**社会福祉法人雲柱社** 人件費の5%相当分といたしまして、給与計算とか支払い関係とか一括して法人のほうでやっていただく業務がございますので、その人件費相当分として人件費の5%の計上を法人のほうにしています。

◎**委員** ありがとうございます。

◎**委員長** あといかがでございましょうか。

質問は大体以上のごとでございまして、それでは、以上で小金井市児童発達支援センターに係る関係者からの説明、それから、質疑を終了させていただきます。では、ここで団体の皆様方は御退席いただくこととなります。大変ありがとうございました。

それから、担当課につきましては、審査に当たって質疑等があるかも分かりませんので、お残りいただければと思います。

(団体退席)

◎**委員長** それでは、これから小金井市児童発達支援センターの指定管理候補者として、社会福祉法人雲柱社を選定することについて、当委員会として審議を行っていきたいと思います。何でも結構でございますので、御意見ございましたら御発言をお願いいたします。

当委員会のまとめ方といたしましては、今回の諮問内容のとおり認めるかどうか、それから、委



員会として何か意見があれば、その意見を付して答申することになりますけれども、その点についても審議をお願いいたします。いかがでしょうか。お願いいたします。

◎委員 平成25年、2013年10月の開設当初から業務委託、それから、2016年から5年間、指定管理をやっていただいておりますし、市内に賀川学園ということで、かなりの福祉あるいは障がい者の施設を持っていらっしゃいますので、適任かと思えますから、引き続き指定管理の候補者としてやっていただければよろしいと思います。

◎委員長 この点については皆さん、いかがでございましょうか。

◎委員 異議ありません。

◎委員 異議ありません。

◎委員長 私もこの団体については、団体としてもしっかりしておられるし、実績もあるということなので、引き続きやってもらうということについて異議はございません。

あと、当委員会として答申について意見をつけるとした場合に、何か意見はございましょうか。

◎委員 私のほうで考えてきた文章としては、「きらりの管理運営の実績及び他類似施設の実績を踏まえ、さらなるサービス向上と市と協働し、法外施策の充実に引き続き努めていただきたい。」です。いかがでしょうか。

◎委員長 これについていかがでしょうか。

◎委員 いいと思います。

◎委員 いいと思います。

◎委員長 分かりました。では、委員の御意見を基にして、事務局のほうでの若干の修文を留保したうえで意見とさせていただきますと思います。

では、皆様方から御意見をいただいたということでございます。ここで暫時休憩とさせていただきます。

( 休 憩 )

◎委員長 それでは、再開いたします。

社会福祉法人雲柱社の指定管理候補者の選定につきまして、当委員会は、先ほど委員から提案がございました「きらりの管理運営の実績及び他類似施設の実績を踏まえ、さらなるサービス向上と市と協働し、法外施策の充実に引き続き努めていただきたい。」という意見を付しまして、社会福祉法人雲柱社を指定管理候補者として選定するというところでまとめたいと思います。異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしということでございますので、本件につきましては、ただいま申し上げましたとおり、小金井市児童発達支援センターの指定管理候補者を社会福祉法人雲柱社として選定し、先ほどの意見を付して市長に答申することで決定したいと思います。

それでは、入替えのため、短時間、休憩をいたします。

( 休 憩 )

---

◎委員長 では、再開いたします。

続きまして、本日の議題2件目について、事務局に進行等について説明をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 それでは、進行等について説明させていただきます。まず、資料を確認いたします。御持参いただきました資料として、ファイルにつづられております審査資料一式と評点表1枚、評点对照表1枚がございます。計3点の資料となりますが、資料の過不足はございませんでしょうか。

それでは、本日は小金井市障害者福祉センターの指定管理者の候補者の選定についての諮問を受け、書類審査による1次審査を行います。

まず、担当課の説明により応募書類の不備、欠格条項の該当及び明らかな虚偽の記載がないことを御確認いただきます。その後、評点項目の5つの区分ごとに不明な点などを質疑しまして、各委員それぞれで再度評点を行っていただき、その集約結果をもって通過基準を上回るかどうかを判断することとなります。

第1次審査では3団体に絞ることを予定しておりましたが、今回、応募団体は1団体となっておりますので、通過基準を満たしている場合には第2次審査も1団体で行うこととさせていただくこととなります。

なお、通過基準についてですが、前々回の本委員会において担当課より説明があったとおり、評点票の全区分の配点合計得点の60%以上であり、かつ、5つの条件区分ごとの配点合計得点の40%以上の両方を満たしていることとなっております。

なお、この1団体が基準に満たなかった場合には、今回の結果通知に記載する不選定の理由について御協議いただき、後日、再公募するという運びとなります。

説明は以上でございます。

◎委員長 事務局から御説明がありました。今の点について何か御質問はありましようか。よろしいですか。

それでは、事務局から説明のあった流れで進めさせていただきたいと思います。それでは、そのように決定させていただきます。

続いて、本日の議題の2件目の諮問についてですが、事務局に進行をお願いいたしたいと思いません。

◎梅原企画政策課長 本日、市長から審議に当たりまして、委員長へ諮問書が提出されております。委員長及び諮問される方は前のほうまでお越しください。

それでは、諮問をお願いいたします。

◎中谷福祉保健部長 諮問書を代読させていただきます。

小企企発第131号  
令和2年10月8日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 佐藤 直人 様

小金井市長 西岡 真一郎

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 令和2年度諮問第5号

小金井市障害者福祉センターの指定管理者の候補者の選定について

【添付資料】

応募した1者の申請書類一式

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(諮問書手交)

◎委員長 ただいま市長から1件の諮問を受けました。それでは、令和2年度諮問第5号小金井市障害者福祉センターの指定管理者の候補者の選定についてを議題といたします。

初めに、この間の経過につきまして、担当課から簡潔に説明をお願いいたします。

◎天野自立生活支援課長 前回、募集要項を審査いただいた後の経過につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

7月16日に審査いただきました募集要項によりまして、8月1日土曜日から9月7日月曜日までの間、市ホームページからダウンロードしていただくという形で募集要項の配付を行い、併せて8月25日火曜日に現地説明会を開催いたしました。現地説明会には2団体に参加いただきました。質問書の受付は8月3日月曜日から8月27日木曜日までの期間に行っておりまして、説明会前日の8月24日までは6件の質問があり、8月25日に開催した現地説明会におきまして参加した団体に質問及び回答を配付してございます。現地説明会後に提出された質問は2件で、御質問いただいた団体及び現地説明会に参加された2団体に対しまして、同一内容の回答を電子メールで9月

3日に一齐送信しております。

質問期間中に提出された質問8件の回答につきましては、資料のとおりでございます。

応募受付につきましては、9月7日月曜日から14日月曜日までの土日を除く6日間を受付期間とし、9月11日金曜日に1団体から応募を受けたところでございます。

募集経過については以上でございます。

続きまして、申請書類等につきまして順に説明をさせていただきます。委員の皆様には募集要項に従って提出された青色のファイル、小金井市障害者福祉センター指定管理者申込書類一式と書かれたものを配付しております。

初めに、申請書類等の内容につきまして御報告いたします。小金井市障害者福祉センター指定管理者募集要項のⅢ、選定手続 1、公募の手続・手順 (5) 申請書類の提出におきましては、提出が必要な書類として、①指定管理者指定申請書、②欠格役員不存在誓約書、③登記事項証明書、④納税証明書等を掲げておりますが、提出された書類につきましては担当課におきまして確認した結果、不備・不足等がなかったことを御報告いたします。

次に、お手元のファイルを御覧ください。このファイルには募集要項にある(5)申請書類と(6)提案書類がとじられてございます。

(5) 申請書類につきましては、⑤定款、寄附行為、規約またはこれらに相当するもの、⑥事業者の概要、具体的な項目といたしましては、ア 法人の概要・事業経歴、イ 理事・評議員名簿、ウ 法人運営に関する基本的な考え方、理念、エ 決算書類、オ 事業報告書、カ 収支予算書、キ 事業計画書、ク 監事の監査報告書となっており、最後に⑦類似施設の管理運営実績についてをとじてございます。

(6) 計画書類につきましては、お手元のファイルの3枚目、計画書類一覧表のとおり1 団体についてが7項目、2 管理運営に関する事項についてが10項目、3 事業運営についてが8項目、4 資金計画についてが4項目つづられておりますが、次に申し上げる書類につきましては、応募者が独自に追加資料を作成してありまして、ファイルの一番後ろに添付資料としてとじてございます。1の⑦様式11、2の⑦様式18、⑧様式19-1、3の①様式21、③様式23、④様式24、⑦様式27、4の①様式29、以上が追加の添付資料でございます。担当課におきまして、これらの書類について確認した結果、不備・不足等がなかったことを御報告いたします。

担当課からの説明は以上でございます。

◎**委員長** 担当課からただいま御説明をいただきました。報告のとおり、応募書類には不備はありませんでした。また、欠格条項に該当する事項もなく、明らかな虚偽記載もないということです。この点について何か質疑がございましたらお願いいたします。

◎**委員** 応募状況について御説明がありまして、最終的に申請があったのは1者ということですが、説明会で質問を投げかけてきた団体も何社かありそうなんですけれども、申請した団体以外に説明会に来たのが1者と、そのほかに何社かいますか。

◎**中野目自立生活支援課障害福祉係主査** 説明会には応募された団体以外に1者、来ていただきま

した。質問をいただいたのは、また説明会に来ていただいた団体とは別の団体から1者、質問をいただいております。

質問をいただいた団体は2者で、応募いただいた団体ともう1者で、説明会に来ていただいた団体が応募団体ともう1者、別の団体で、計3団体に質問を回答させていただきました。

◎委員 分かりました。

◎委員長 あとはよろしいでしょうか。

では、以上のことから応募書類に不備等がないことが確認できたということで、第1次審査に進みたいと思います。

なお、欠格役員不存在誓約書については、他の書面でそのことを担保することは困難であるため、第2次審査において委員長である私のほうから再度口頭で確認したいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、そのように決定いたしたいと思います。

では、第1次審査の質疑を行います。まず、審査基準にございます区分1「事業者の現状・実績・管理運営方針」についてですが、何か質疑はございますか。どうぞ。

◎委員 ここに該当するかどうかなんですけども、ちょっと分からないところがあるんですが、職員の配置ということがありますので、先ほど配られました職員体制という質問事項として、現在の指定管理業務の職員体制を教えてくださいということで、令和元年度の障害者福祉センターの職員体制の表がございまして。これによると常勤が17人、それから、非常勤、パート、嘱託を合計すると34人、合計すると51人なんですけども、ちょっと数字が合いませんけれども、17人と34人という数字が出ています。

それで、提案書の出されている資料の中に職員配置表という数字があるんですが、それによると常勤が14人、非常勤が28人ということで、元年度の合計51人に比べると、合わせて42人で配置表が出されていますので、ちょっと数字的に減っているような気がするのですが、その辺は担当としてはいかがでしょうか。出されている収支の計算書の人件費のほうは、提案している職員配置表で出ているような気がするんですが。

◎天野自立生活支援課長 職員の配置数が合わないということですが、こちらちょっと事業者のほうに確認させていただかないと分からない点がございまして、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

◎委員 はい。それで今、ざっくり常勤のところだけ見ましたら、元年の職員体制の生活相談というのが3人、常勤で入っているんですが、提案書の職員配置表には、その3人がひとまず抜けている状態になっています。ちょっとここは確認していただいて、もしその方が常勤として入るとすれば、当然、人件費のほうが増えてしまいますので。

◎委員長 お願いいたします。

◎中野目自立生活支援課障害福祉係主査 職員体制にある質問の回答なんですけども、こちらは令和元

年度の事業報告書から抜粋している部分のものです。こちらの提案書類のほうの生活相談の常勤3人に当たる部分というのが、職員配置表の中に含まれていないというところは確認をしたいと思います。

◎委員 分かりました。

◎委員長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

◎委員 様式3で法人等の概要というのがあるんですが、2ページ目に障がい者雇用率というのが出てまいります。法人全体としては323人いらっしゃって、障がい者の方が2名雇用なので、0.6%の障がい者雇用率と書かれております。理学療法士ですとか、作業療法士ですとか、専門的な職の方が多いので、障がい者の方を採用するというのはなかなか難しいのかもしれないのですが、障がい者施設を扱う法人だからこそ、障がい者の方を雇用できないのかなというところがありまして、これは誰に質問していいのか分からないのですが、何かその辺の考え方というのが法人さんとしてあるのかなのか。これは、いらっしゃったときにお伺いしたいと思います。

◎委員長 事務局、何かコメントすることありますか。

◎天野自立生活支援課長 事前にその点の確認が取れておりませんので、次回聞いていただければと思います。

◎委員長 では、私から質問させていただきます。書類審査として妥当な質問かどうかというところがありますけれども、この「事業者の現状・実績・管理運営方針」という分野について、この法人が事務局から見た場合、特にこの点が優れているという点はございましょうか。

◎中野目自立生活支援課障害福祉係主査 生活介護についてなんですけれども、様式でいうと21になると思うんですが、「どんなに重い障がいを持って、その人の持っている能力を発揮して」というような内容が書かれています。グループ制を敷いて、御利用者に適した支援の提供と、支援の専門性の向上を図っているということで、添付書類、独自のものがついているんですけれども、21の(1)、(2)、(3)といった形で、具体的な取組がついております。このような取組がとてもきめ細かく、その方に合ったグループを作ってやっているというところで、評価できるのではないかなと思います。

◎委員長 ありがとうございます。

そのほか、「事業者の現状・実績・管理運営方針」について、関係の御質問はありましょうか。では、区分2に行きますか。よろしいですか。

次に、区分2「管理運営に関する業務」について、この点に関して御質問はいかがでしょう。お願いいたします。

◎委員 様式17について質問をさせていただきます。個人情報保護の関連で、この一連の文章を読むと、データとかペーパーとかが雑駁な書き方になっているなというのをちょっと感じたところでございます。様式17の中ほどに、「基本的にUSBなどでデータを持ち出すことを禁止します」と書いてあるんですけれども、例外的にはどんなことが想定されているのかなというのを1点感じました。「基本的に」という言い回しがありなのかなと。個人情報保護法上、こういう言い回しが

いいのかどうかも分からないんですけども、ちょっと不自然さを感じたと。で、これはデータの持ち出しに対しては禁止しているんですけども、書類だったらいいのかとも感じました。

公的施設なので、個人情報保護条例に従うことになると思うんですけども、ベースとなる個人情報保護法の改正が数年前にあったかと思うんですけども、今年でしたか。施行が再来年夏か。下から2項目めの情報漏えい事故が発生した場合のフロー図等云々ということについて、今は努力義務、努力規定だと思うんですけども、今回、公表等が義務化されたんだと思うんですよね。これについての取組について何か改定をされたのかどうか確認をしたいということと、あと、最後、一番下のところに、個人情報資料を破棄するときにはシュレッダー処分を徹底するということがあるとは思うんですけども、これは、個人情報を利用しなくなったら速やかに消去という言い回しで個人情報保護法は書かれていたと思うんです。データの破棄方法についてはコメントがないんですけども、そのルールがあるのかどうか教えてください。

◎天野自立生活支援課長 まず、基本的にUSBなどでいうところ、何を想定しているかということですが、具体的に確認はしてございません。恐らく、原則としてそういう体制を取るということをうたっているのだと思いますが、こちらにつきましては確認をさせていただきたいと思います。

それから、書類の記載がないことにつきましても、こちらも改めて確認させていただきます。

それから、法改正に伴って、努力義務から義務になるというような御指摘をいただいております。法令遵守につきましては、当然のことと考えてございますので、法が改正されればそれに従っていただくというのが私どもの考えでございます。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。

私のほうからちょっと伺いたいんですけども、管理運営事項に関して、令和元年度の事業報告書というのがついております。この事業報告書の4ページから経済的虐待に関する改善計画ということで、3のところにある他の事業所での前所長が14回にわたって合計76万円の利用者の現金を引き出していたという不祥事と、それとあと、4のところでは小金井市障害者福祉センターにおける給食費の過徴収分の返金についてというのが出ております。4番については、まさに小金井市そのものの問題なんですけれども、それから3番について、もし何か情報を御存じでしたらお教えいただきたいと思います。4番については、完全に対処策はもう取れたということではよろしいでしょうか。

◎天野自立生活支援課長 まず、小金井市に関わる部分ということで、4番のことにつきましては、その後の対応として、条例改正等も行っておりまして、解決済みと認識してございます。

続きまして、数字としては前後いたしますが、3番の経済的虐待に関するところでございます。こちら、一定の改善がされているという認識でございます。具体的に申しますと、お示しいたきました報告書の記載でございますとおり、当該施設における経済的虐待が発覚したのは、令和元年8月6日でございます。これを受けまして、当該法人は8月8日に東京都へ口頭による報告を行いまして、その後、8月13日付で報告書を提出してございます。東京都による処分といたしましては、大きくは指導、改善勧告、指定取消しの3つに分けられると伺っておりますが、当該法人に対

する処分は指導というもので、指導による改善状況を確認しながら事業継続を認めていくといったものでございます。東京都の指導に従いまして、当該法人は改善計画を立てて改善を行い、令和2年5月15日付で実施状況報告書が東京都に対して提出されておりました、東京都といたしましても一定の改善を確認したということでございます。

◎委員長 あとは虐待の関係なんです、その少し後に監事の監査報告書というのがついておりますけれども、附帯意見の中で、虐待関係の研修が不十分と認められるので改善することと監事のほうから報告がなされております。これについては、どんな点が不十分であって、どんな改善がなされたかというのは把握しておられますか。

◎中野目自立生活支援課障害福祉係主査 研修が不十分というところでしょうか。

◎委員長 研修が不十分と認められたので改善することというところですか。

◎天野自立生活支援課長 研修が不十分というところにつきましては、当初の改善計画として出した計画に対しまして、2月半ば頃から新型コロナウイルス感染防止対策のため、計画どおり実施できなかったところがあるということで、その点のこととっております。

◎委員長 そうですね、報告書は5月です。事務局としては、この点についてはそれほど問題ではないとお考えですか。

◎天野自立生活支援課長 先ほど申し上げたとおり、令和2年5月15日付で東京都に対して提出した報告書によりまして、東京都のほうも一定の改善を認めているということを確認しておりますので、それを受けまして、本市としても改善されたと捉えているところがございます。

◎委員長 これは経済的虐待、さっきの不祥事の関係というふうに捉えていいですか。虐待関係の研修がということで、虐待の事件があったというわけではなくて、研修がまだちょっと足りないよということを監事から指摘されているんだろうと思うんですけども。要は、コロナ関係があって、予定どおりには進まなかったということですか。

◎天野自立生活支援課長 そういうふうに認識してございましたが、改めてこの点についても確認させていただきます。

◎委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

◎委員 委員長の関連なんですけれども、虐待の研修を受けるというのは、例えば何時間受けないといけないのかというのが決まっているんですか。不十分と言っているので、年間何時間、職員が受けないといけないとか。

◎天野自立生活支援課長 その施設としてということですか。

◎委員 はい。

◎天野自立生活支援課長 その法的なものとかというのは、今、即答できないんですけども、この報告書について言いますと、指導を受けて、それに対して改善計画を立ててございますので、それに対してということだと認識しております。法的に定められたものに対して不足ということではなくて、法人自身が立てた計画に対して十分できなかったという報告なのかなと思っております。



改めて、そういった規定があるのかどうか、その辺については、現在私どもも把握できてございませんので、確認をさせていただきたいと思います。

◎委員　じゃあ、市としては、公の施設を指定管理するに当たり、虐待防止に関して、虐待防止、予防の研修を何時間受けてくださいとか、そういうことを求めることはしていないんでしょうか。虐待予防の市の姿勢というか、予防するための研修だったり、研修を受けて、またそこでOJTでやっていくと思うんですけれども、例えばこのラインを、研修は市としては受けてほしいとか、法律に定まっている、定まっていないにしても、そういう要求はしていないんですかね。研修を受けて、虐待が起こらないようにと、こういうふうに監事さんが指摘しているので。虐待関係の研修は不十分と認められるというふうに言っているのです。こういう施設って虐待が多いじゃないですか。構造的に起きやすいんですよね。それはもうしょうがないというか、だけど、だから、そこをどう防いでいくかというのが市としても大事になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺で、例えば研修何時間とか、そういう要求はしないんですか。

◎天野自立生活支援課長　具体的にどういった内容の研修を何時間というような基準は定められていないと認識してございます。

◎委員　実際、事件が起きているので、やっぱり市としても何かそういう基準を作るとか、例えば研修を何時間受けてくださいとか、それだけでも違ってくると思うんですよ。実際、事件が起きちゃっていて、そこを何とかやっつかないと、また起きる可能性もあると思うんですよ。

◎天野自立生活支援課長　当該施設を適切に運営し、施設の目的を達成するに足るということを前提に募集をしているところでございますが、それに当たりまして、具体的な数字による指標というのは現状ないところがございますので、今後研究させていただきたいと思います。

◎委員　小金井市の責任にもなっちゃう。これ、公の施設じゃないですか。法人さんの責任で済むかという、ほかの市民からすると、公の施設で起こっていることだから、市も責任あるんじゃないのという市民の声はあると思うんですよね。そこで虐待が起こらないように何かちょっと工夫できないのかなというのが私の感想なんですけれども。

◎中谷福祉保健部長　少しよろしいでしょうか。今、資料のほうの管理運営に関する事項についての虐待予防というのが真ん中辺にあります。様式の12というところを見たら、「虐待予防についての研修の受講、その他職員の意識向上に関する取組」、それから、その次の様式13のところ、管理運営に関する事項について、「利用者の状況把握、虐待の早期発見、早期対応についての取組」という記載がありまして、法人内選定講師による虐待防止研修を行い、グループワークによる事例検討で虐待について全体で考えるとか、共有化する、もしくは同一法人内でのセンター内虐待については、小金井市自立生活支援課に通報義務があることを全員へ周知しますような記載がございます。そうすると、これを裏返してみますと、全体共有がしっかりなされていないという事例があったと推測もできますし、それから、委員のおっしゃるように、回数は規定されていないので、そこはちょっと確認してみたいと思うんですけれども、ある程度到達目標みたいなものはやっぱり定める必要があるかもというふうに今思いましたので、法人と確認しながら、そういう規定があるか

どうかも改めて確認してみたいと思います。一定の反省に基づいて改善をしているということも認められると認識をしているところでございます。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 お願いいたします。

◎委員 今の様式12に関連して、もしも分かったら教えていただきたいんですけども、今回のこの事件が起きる前と今回とあるわけですが、この様式12に表現される虐待予防についての研修について、その事件が起きる前と違って、こんなところを改善して研修するんですよみたいな文章はどこから読み取れるのかが分かれば教えていただきたいんですけども。

◎中谷福祉保健部長 ちょっと私も、前後を見ていて今気づかないものですから。ただ、市としては、この小金井市障害者福祉センターについては、虐待防止センターの位置づけも担っていただくような任務を与えておまして、24時間365日、民間のほかの事業者を含めた虐待通報を受けるといふ相談事業といいますか、そういうセンター機能も持っております。一方で、事件がある前後についてというのは確認できてございませんので、そこはまた確認をさせていただきたいと思えます。

◎委員長 区分2の関係、いかがでしょうか。

じゃあ、区分3に進めさせていただいてよろしいですか。

では、区分3「事業運営に関する業務」についての関係で、質疑ございませんか。お願いいたします。

(「特にありません」の声あり)

◎委員長 よろしいでしょうか。それでは、次行にいきましょうか。

次に区分4「資金計画」についてですが、この項目について何か御質問ありでしょうか。お願いいたします。

◎委員 様式30のところに収入支出、それから32で両方の資金収支計画書が出ております。それで、その中の指定管理委託料については、令和3年から令和7年について同額で記載がされております。指定管理業を除くその他の利用料金とその他については、収入のほうを見ると、介護給付費収入が5年間増加をして、その他の収入は同額になっております。それから、支出のほうでは、職員人件費が増額し、その他の支出の部分は全て同額になっておまして、様式32の収支計画書の一番下段のところに、前年度との増減理由ということで書かれております。収入の部については支援学校卒業生1人の増、それから、支出については職員の昇給ということで、その部分について増加をしているという説明になっておりますけれども、その説明で納得できるかどうかというところでは。

それで、7月の募集要項のときに資料が配られておまして、利用状況の事業別年齢構成という表がありまして、20歳未満の利用者の数字というのは、支援学校の卒業生が1人増えるという数字ではなかなか説明できないところがあります。

それと、指定管理委託料については、令和2年度の予算額が1億1,344万5,000円という

予算額なので、出されている数字とほぼ一致しますので、この指定管理委託料は令和2年度の予算額をそのまま書いてあるんじゃないかというふうに見てしまうんですが、そうではないのかどうかについて、もしも事務局のほうで分かりましたら。

それから、支出のほうの職員人件費の欄の管理者というところに備考欄で所長が0.5名、副所長が1名ということで、所長が0.5名と書かれているんですが、もしも0.5ということなので、ほかの施設の所長と兼ねていらっしゃるのかなというふうに読めてしまうんですが、職員配置表では、常勤1名ということなので、そこが何か説明ができるのかどうか、お聞きしたいと思います。

もう一点は、収入の部のその他の収入のところに職員等給食費、それから、利用者給食費収入という数字が出てまいります。それで、令和元年度の数字なんですけれども、給食サービスを受けた延べ人数というのが、ここにはないんですが、数字が出ていまして、条例上、1食当たり500円と消費税という形で条例改正していますので、仮に540円なり550円で計算したときに、収入のところの給食費の数字がちょっと合わないような気がするんですが、細かくて申し訳ないです。収入見積りとして給食費がどういう形で計算されているのか、もし分かれば教えていただければ。

◎中野目自立生活支援課障害福祉係主査 現在の指定管理においては、令和2年度の予算額、毎回指定管理委託料を見積りで出していただいている、返還金という形で最後、決算で余った部分を返すという形式を取っているんですけれども、同様の形をとることを想定して、予算額をそのまま次の5年間に当てはめたものと考えられます。

◎委員 社会福祉法人だから黒字にはできないんですか。指定管理委託料を返してもらおうでしょうか。

◎中野目自立生活支援課障害福祉係主査 はい。返還金という形で予算、まず計画を立てて、指定管理料をそれに基づいてこちらで支払いはするんですけれども、協定を結ぶんですけれども、最後、決算を5月末に出して、指定管理料の変更協定を結んで、返還してもらおう形を取っています。

◎委員 それと所長さんの0.5名というのは。

◎中野目自立生活支援課障害福祉係主査 これは恐らく同じ建物の地域自立生活支援センター、委託の事業なのですが、現在の所長はそちらの所長を兼ねているということがあるので、人件費として0.5名という数え方は、それを想定したものかなと。そういうふうに推測されるのですが、法人に聞いて確認したいと思います。

◎天野自立生活支援課長 給食費の内訳についてでございますけれども、今、詳細な資料が手元にないのですが、条件により助成制度等があったかと思っております。その辺で単純に割返せないものがあると思っております、その辺の内訳の数字につきましては、事業者のほうに確認しないと分からないというようなことでございます。

◎中野目自立生活支援課障害福祉係主査 給食費が改正後、単価が500円になりましたので、職員の給食費はこれに税込550円で割ると、ちょうど7,820ということになるので、7,820食で積算したのではないかなと考えられます。

利用者のほうは条例施行規則で給食費は定められていまして、障害福祉サービス受給者証を持っ

ていて、そこに食事提供体制加算ありという対象の方が1食400円で、そうでない方が消費税込みで550円という区分がありますので、そこで合わないのかなというふうに考えられます。

◎委員 ありがとうございます。

委員長、よろしいですか。そうすると、先ほどの所長が0.5名という部分なんですけど、仕様書の中では人員配置について何か取決めはなかったですか。同じ施設の中に地域自立生活支援センターがあって、それは別に委託料を払ってやっていただいている部分の所長さんと、障害者福祉センターの所長さんを兼務するということがいいのか悪いのか。ひとまずでいいです。

◎委員長 分かりました。

◎中野目自立生活支援課障害福祉係主査 あと、すいません、もう1点の支援学校の生徒が1人ずつ増えることで介護給付費収入が増えるという件なのですが、現在、センターのほうで定員が今後、高校3年生でセンターに行きたいという御希望のお子さんがいまして、定員が入れないとか、増やしていかないと対応できない状態があります。計画的に増やしているところに5年間かけて1名ずつ増やしていくというようなことなのかなと考えております。

◎委員長 よろしいですか。

◎委員 私の質問はいいです。

◎委員長 ほかに何かございますか。お願いいたします。

◎委員 書類の見方を含め2点、質問がございます。

様式30になるんですけど、介護給付費収入のところについて、今のお話の関連かと思うんですけど、35名定員(36名)という書き方になっているのは、定員オーバーしていますよという読み方なんですか。

◎中野目自立生活支援課障害福祉係主査 定員は現在35名なのですが、実情としてセンターは重度の障がい者の受入先でありまして、ほかのところでは受け入れられないような医療的ケアを必要とするお子さん等が希望しているところでもあります。現在、定員ぎりぎりまで入っているのですが、枠を今後何とかして増やしてというところが、ニーズがありますので、その部分になるのかと思います。

◎委員 それがさっきのお話のちょっとずつ人数を増やす。

◎中野目自立生活支援課障害福祉係主査 そうです。

◎委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一点あるのですが、これは素朴な疑問なんですけど、自立訓練のところなんですけど、定員20名に対して現員が5名と書いてあって、5年間これずっと増えないんですけど、増えない理由って何かあるんですか。

◎中野目自立生活支援課障害福祉係主査 自立訓練は期間が決まっているというところと、そうですね。

◎委員 いや、何て言うんだらう、過去の経験から大体5人ぐらいが毎年利用されているという感覚で書かれているという認識でいいでしょうか。

◎中野目自立生活支援課障害福祉係主査 そうですね。現状を聞くと、いつも空きがある状況で、まだ余裕があるんですけども、ニーズとしてそこまで定員が入らないという状況があります。

◎委員 分かりました。ありがとうございます。

◎委員長 私のほうから追加で質問させていただきます。ちょっと確認になるかと思うんですが、今、様式31のところの介護給付費収入のところを見ますと、令和3年度の定員35名に対して36人の利用を予定しています。利用率は97%なので、97%なら35人に収まるかなという感じなんですが、これは実は毎年1人ずつ増えていって、令和7年になると35名定員に対して40名となっています。これは利用率97%でも38.8で39人ぐらいになってしまうのですが、そのように増やしていく予定なのですか。キャパシティーは増えていくのですか。ニーズはあるのですか。

◎中野目自立生活支援課障害福祉係主査 ニーズはあります。ただし、重度の障がいをお持ちの方は生活の場や仲間に慣れるのに時間がかかると伺っています。新しく通所される方も仲間として受け入れる方も双方時間を要するとのことなので、1年に1名ずつ増やしていく計画となっています。今、試行錯誤しているのが現状です。

◎委員長 ここは収入見積りなので、実態は別なのかもしれませんが、35名定員で利用者を1年1人ずつ増やしていき40人にしちゃうというのは、この見積りもいいのかなという感じがします。人件費もそれに伴って増えていますが、人件費が増えていくのに対応して収入を増やさなければならぬということですかね。若干、安易だなという感じはしますが、本当に40名来られたらちょっと困るんじゃないかなと思うんです。

◎中野目自立生活支援課障害福祉係主査 そうですね。実際にスペースとかいろいろな問題で、それが可能なかどうかというところは法人に確認したいと思います。

◎委員長 受入困難な数を予定して収入が増やし、それに伴って費用が上がる、逆から見ると、経費だけは確実に増えて、収入が増えるのか分からないという収支計画だというのであれば、見積りとしては若干不安な感じがしました。疑問はそここのところでした。

◎中野目自立生活支援課障害福祉係主査 法人に確認したいと思います。

◎委員長 どうぞ。

◎委員 関連して、すいません、せっかく様式30の話が出たので、こうやって利用者の人数が増えていく見積りじゃないですか。この一番下のその他の事業収入の利用者給食費収入も、利用者が増えれば給食費収入も増えるんじゃないかと思うんですけど、給食費収入だけは横ばいな理由がちょっと分からないんですけど、御確認ください。

◎中野目自立生活支援課障害福祉係主査 はい。

◎委員長 資金計画の関係、ほかによろしいですか。どうぞ。

◎委員 資料の一番最後のところに、様式29の(2)で給与規定別表という表が載っております。この表は施行日が平成31年4月1日と書いてあるんですけども、給料表については東社協民間施設モデル給与表ということで、平成16年度版を採用と書かれております。多分、東社協の民間施設モデルは、東京都の人事委員会勧告の数字に96%を掛けた数字を使っていますので、毎年多

分出ていると思いますから、最新のものはもっと後のものなのですが、給料表はなかなか福祉関係の方の給料を上げづらいということかどうか分かりませんが、平成16年度の給料表をベースにして、仮に来年入ってくる方も16年度の給料表を使うということなのかどうか。

それから、一時金のところが常勤の職員は3.95月と書かれているんですが、最新の数字は4.65月になっているんじゃないかと思うんですが、この辺の別表については、ここに出されている数字を使っているという理解をしていいのか、ひょっとしたら間違っているのか。もし分かればお伺いしたいと思います。

◎天野自立生活支援課長 給与規定が何年度のものを採用しているかにつきましては、法人のほうに確認をしないと分からない点になりますので、後ほど確認させていただきます。

◎委員長 お願いいたします。

では、いかがですか。5に進んでよろしいですか。

◎委員 はい。

◎委員長 では、区分5「サービス向上」についての項目です。この点について質疑ございましょうか。多くの様式にわたるところではありますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

◎委員 様式28について質問をさせていただきます。運営におけるIT技術の活用のことについて書かれているんですけど、いろいろ読んでみるとホームページからのダウンロードくらいしか具体的なところが見当たらないような気がするんですけど、具体的な話って何か出ているのかなど。

もう一度言い換えると、この文章を読むと具体的にはホームページから申請書類をダウンロードできるようにしましょうというところが具体的には出てきているんですけど、そのほかには何かIT技術に明るい職員からヒアリングしたりとか、そういうふうにあつちやっているんですけど、何か具体的な提案とか、そういうのが上がってきているのであれば聞いてみたいと思って質問させていただきました。

◎天野自立生活支援課長 この記載以外のものについて具体的に伺っているものはございません。

◎委員 分かりました。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。時間も押してきてしまっておりますが、1から5までのところで質問し忘れたということはありませんでしょうか。大体質問は出尽くしたということでよろしいですか。

では、以上で本件についての質疑を終了いたします。

ここで採点に移ります。

◎梅原企画政策課長 では、事務局から説明させていただきます。

既に委員の皆様には事前評価をお願いしてありますが、これまでの質疑等を踏まえ、評点を変更する場合には二重線で修正をお願いいたします。修正が終わった方は回収いたしますので、挙手をお願いいたします。その後、集計のため休憩をお願いしたいと思います。

◎委員長 事務局から説明をいただきました。5分程度で採点をお願いいたします。

( 採 点 )

◎委員長 では、事務局の集計が終わるまで休憩ということにします。時間はかかりますか。

◎梅原企画政策課長 そうですね、10分程度いただきます。

◎委員長 では、10分程度休憩いたします。

( 休 憩 )

◎委員長 それでは、再開いたします。集計結果について事務局の報告をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 小金井市障害者福祉センター指定管理者候補者選定の第1次審査評点表の4人の委員の合計点につきまして、御報告させていただきます。

応募のありました団体については、合計417点となりました。

区分ごとの合計点を報告いたしますと、区分1「事業者の現状、実績・管理運営方針」については、合計77点。

区分2「管理運営に関する業務」については、合計112点。

区分3「事業運営に関する業務」については、合計101点。

区分4「資金計画」については、合計66点。

区分5「サービス向上」については、合計61点となりました。

第1次通過基準は2つございました。1つ目は、全区分の配点合計得点の60%以上、つまり、360点以上であること。2つ目は、各区分の配点合計得点の40%以上でございましたので、いずれの基準も上回りましたことを報告いたします。

◎委員長 事務局の報告は、以上のとおりということでございます。

報告いただきましたとおり、応募のあった団体については、第1次審査通過と決定することについて異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。

本件につきましては、ただいまのとおり決定いたします。

では、次に第2次審査について協議いたします。プレゼンテーションは前々回の本委員会において、応募団体によるプレゼンテーションを15分、質疑を20分、審査10分の合計45分で行い、パソコンの使用は認めることとし、追加資料は認めないことと決定しております。

また、選定方法については、評価項目、配点、通過基準とも第1次審査と同様に、候補者からの説明及び質疑を踏まえまして、各委員に再度採点していただきます。結果、通過基準を上回った場合に、指定管理者の候補者として選定したいと思います。

この第2次審査について、何か御質疑ございましょうか。説明のとおり、第2次審査を行うということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、そのとおり決定いたします。

次に、次回の委員会開催日についてでございます。

日程につきましては、事前に調整いただきまして、10月20日火曜日の午後6時からの開催と

なっておりますので、よろしくお願いいたします。

特に事務局のほうから、あとよろしいですか。

◎梅原企画政策課長 次回の会場もこちらになりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長 ということでございます。

以上で本日の議事は全て終了でございます。これをもって閉会いたします。皆様お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

(午後 8 時 2 5 分閉会)